



## 教育訓練給付制度について

**教育訓練給付金制度対象：農学部 基礎課程 総合コース（通学のみ・関東のみ開講コース）**

**教育訓練給付制度（一般教育訓練）とは、  
受講料の20%まで（上限10万円）が国から支給される制度です。**

国の定める対象要件と、アグリイノベーション大学校の修了要件を満たした場合のみ対象となります。  
※本年度、当校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。

教育訓練給付金は、「働く方の主体的な能力開発の取組み又は中長期的なキャリア形成を支援し、雇用の安定と再就職の促進を図ることを目的とし、教育訓練受講に支払った費用の一部が支給されるものです。（厚生労働省HPより）」

受講を通じて、再就職・転職を目指す方はもちろん、現在お勤めの企業でのキャリアアップを目指す場合も当てはまります。

対象者の方が、指定講座を受講し修了した場合、本人が支払った教育訓練経費の20%（上限10万円）に相当する額が給付金としてハローワーク（公共職業安定所）から支給されます。

### 【対象要件】

**雇用保険の被保険者期間が3年以上の方**

**※初回に限り、被保険者期間1年以上の方**

**※2回目以降は被保険者期間3年以上かつ給付金受給後3年以上経過した方**

アグリイノベーション大学校の「農学部 基礎課程 総合コース（通学）」は、2018年10月以降、厚生労働省教育訓練給付金（一般教育訓練）に指定された講座です。2020年度も当講座が指定された場合、受講生は受給申請することができます。※農学部 基礎課程 オンライン総合コースは対象外となります。

当校ではカリキュラム内容の改善に伴い、一般教育訓練の再指定に関する手続きを行っております。2020年2月下旬～3月中旬に、指定可否の結果が通知され次第、入学生及び入学希望者へご案内いたします。

### 【注意事項】

- ・当校の講座が指定されなかった場合は、受給できませんので予めご了承ください。
- ・オンライン受講やオプション受講は、教育訓練経費の対象となりません。
- ・勤務先から補助がある場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。
- ・ご本人名義のクレジットカード・銀行口座からお支払いになった場合のみ、教育訓練給付制度を利用することができます。
- ・奨学金制度の利用や入学料の割引など、対象講座の受講に付随して割引や特典を受けた場合には、その金額を差引いた額が教育訓練経費となります。

## STEP1 2020年2月下旬～3月中旬予定 指定可否の結果通知が届き次第、入学生みなさまへ事務局からご案内

## STEP2 2020年3月初回講義 「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」を学校事務局へご提出ください。

入学式で配布します「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」をご提出ください。

※「教育訓練給付制度」利用申請書は、ハローワークへの受給申請とは異なりますので、ご注意ください。  
教育訓練給付制度の利用にあたって、ご卒業時に学校側から発行する書面を受け取るためにお届け出が必要な書類です。

## STEP3 2020年3月～2021年2月下旬 修了認定要件を満たすよう受講～修了

※受講期間中にご自身が支給対象者であるかどうか、必ず事前にご確認ください。

教育訓練給付制度を利用する場合の修了認定要件は下記の通りです。

### 【修了認定要件】

・総受講時間のうち、3分の2以上のご出席 ・日本農業技術検定2級合格（2020年7月または12月に限る）

【受講開始日】農業技術<座学>の初回講義日を、受講開始日（※起算日）としています。※募集要項のスケジュールにてご確認ください。

【受講修了日】受講開始日の翌年2月第3日曜日を、終了日（※卒業日）としています。

## STEP4 2021年2月頃 講義修了後1か月以内にハローワークへ受給申請

受講開始（予定）日における教育訓練給付金の受給資格の有無は、ご本人の住所を管轄するハローワークに照会することができます。学校側では、支給対象者かどうかを確認できません。

修了日になりましたら、ご入学時に「教育訓練給付制度（一般）申請申込書」をご提出いただいた方のうち、修了認定要件を満たして受講を終えた方に、教育訓練給付制度の利用に必要な書類をお渡しします。

受講修了日から1か月以内に、原則としてご本人の住所を管轄するハローワークへ、以下7点の書類を提出して、支給申請手続きを行ってください。

### 【修了日に学校からお渡しする書類】

- 1) 教育訓練給付金支給申請書
- 2) 教育訓練修了証明書
- 3) 領収書またはクレジット契約証明書

### 【ご自分で用意していただく書類】

- 1) 雇用保険被保険者証
- 2) 本人・住所を確認できる身分証明書

## STEP5 給付金の受給：教育訓練経費の20%（上限10万円）

給付金の受給は、「教育訓練経費」の総額から算出されます。対象となる「教育訓練経費」は、以下の通りです。（下記のうち、「ご本人が実際に支払った金額」が対象となります。）

合計額（消費税10%の場合で算出しています。）

入学料	受講料	購入必須の教科書代	合計額
33,000円	723,800円	3,300円	760,100円

## 給付金受給申請に関するご質問は、最寄りのハローワークへ

教育訓練給付金の受給については、ご本人の住所を管轄するハローワークでお尋ねください。国の給付制度についてのご質問は、学校側ではお答えしかねる場合がありますので、予めご了承ください。